

## 病理解剖に係る委託契約書

公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、病理解剖業務の委受託について次のとおり契約を締結する。

（契約業務）

第1条 乙は、病理解剖業務を甲に委託し、甲は、これを受託する。

（委託料）

第2条 委託料は、一体につき金270,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金24,545円）とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（関係書類の提出）

第4条 乙は、病理解剖を依頼するときは、解剖に関する遺族の承諾書を添えて、病理解剖依頼書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、病理解剖終了後、速やかに病理解剖診断報告書を乙に提出しなければならない。

3 乙は、前項の病理解剖報告書の内容を確認し、適当と認めたときはこれを受理するものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、乙が病理解剖診断報告書を受理したときは、第2条の委託料を乙に請求するものとする。

2 乙は、甲から請求のあった日から30日以内に甲に委託料を支払うものとする。

3 委託料の振込手数料は乙の負担とする。

（その他）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市紀三井寺811番地-1  
公立大学法人和歌山県立医科大学  
理事長 中尾 直之

乙